最終更新日：2015年7月10日
株式会社筑波銀行
取締役頭取　藤川　雅海
問合せ先：総合企画部　TEL029-859-8111
証券コード：8338
http://www.tsukubabank.co.jp/

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方 更新

当行は、「地域の皆さまの信頼をもとに、存在感のある銀行を目指し、豊かな社会づくりに貢献します」を基本理念とし、経営の透明性を高めて、お客さま、株主さま、地域の皆さまから支持される企業経営を目指しております。そのためには、コーポレート・ガバナンスが重要であると認識しており、体制の整備に取組んでおります。
なお、コーポレートガバナンス・コードへの対応に関する事項については、別途、本報告書を更新することを予定しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率 更新	10%以上20%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数（株）	割合（%）
株式会社整理回収機構	70,000,000	45.67
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	10,476,700	6.83
筑波銀行行員持株会	3,395,742	2.21
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	1,402,900	0.91
株式会社広沢製作所	1,395,870	0.91
CBNY DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO（常任代理人 シティバンク銀行株式会社）	1,329,667	0.86
CBNY-GOVERNMENT OF NORWAY（常任代理人 シティバンク銀行株式会社）	1,199,600	0.78
株式会社みずほ銀行	900,000	0.58
資産管理サービス信託銀行株式会社（証券投資信託口他）	732,600	0.47
損害保険ジャパン日本興亜株式会社	731,640	0.47

支配株主（親会社を除く）の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明

―――

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	銀行業
直前事業年度末における（連結）従業員数	1000人以上
直前事業年度における（連結）売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	15 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	9 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
堤　義雄	その他											○

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
堤　義雄	○	当行とは、通常の銀行取引関係があります。当行は、堤氏を独立役員として東京証券取引所へ届出しております。	長年にわたり地方行政に携わっており、その経歴を通じて培われた幅広い見識に基づき、職務執行の妥当性や銀行の経営全般に対する的確な助言とチェック機能等が期待できることから取締役に選任しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	5 名

監査役の人数	5 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況 更新

当行は、監査役会制度を採用しており、監査役全員をもって監査役会を構成しております。監査役5名のうち、2名は常勤監査役であり、3名は非常勤の社外監査役であります。
当行の監査体制は、内部監査及び監査役監査ならびに会計監査人等の外部監査から成り、相互に連携を密にし、お互い補完することにより健全な業務運営の確保を目的として行っております。
また、監査役は本部及び営業店を往査し業務執行状況を監査しております。会計監査人による本部内監査実施時には随時問題点、課題等について意見交換を行い、子会社及び営業店監査実施時には常勤監査役が必要に応じて立会い監査終了後に意見交換を行うなど連携を強化しております。
また、内部監査として監査部（事業年度末現在26人）が営業店及び本部、当行グループ会社の業務監査を実施しており、監査部長は、毎年度監査の基本方針を立案し、取締役会の承認を得ております。監査部は、その業務遂行に関して、被監査部署から独立し、いかなる影響、干渉も受けておりません。監査の結果については、被監査部署の部店長及び役付者に講評するほか、速やかに取締役会に報告しております。
さらに、監査部では貸出金等の自己査定結果と償却・引当の監査及び開示債権についての監査を実施し、監査結果を取締役会に報告しております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
小野　邦夫	その他													○
村上　義弘	弁護士													○
篠崎　暁	他の会社の出身者										○			○

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
小野　邦夫	○	元茨城県信用保証協会相談役 当行は、小野氏を独立役員として東京証券取引所へ届出しております。	地域企業の育成に携わった経験に基づく高い見識により、経営全般に対する的確な助言やチェック機能、また当行の経営を監督するうえでの独立性を確保していること等から監査役に選任しております。
村上　義弘		弁護士	弁護士としての専門的な見地に基づく高い見識により、経営全般に対する的確な助言やチェック機能、また当行の経営を監督するうえでの独立性を確保していること等から監査役に選任しております。
篠崎　暁		元損害保険ジャパン日本興亜株式会社顧問	損害保険ジャパン日本興亜株式会社等での経歴により、経営全般に対する的確な助言やチェック機能、また当行の経営を監督するうえでの独立性を確保していること等から監査役に選

			任しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数 更新	2 名

その他独立役員に関する事項

当行の社外取締役である堤義雄氏は、長年にわたり地方行政に携わっており、その経歴を通じて培われた幅広い見識に基づき、職務執行の妥当性や銀行の経営全般に対する的確な助言とチェック機能等が期待できることから取締役に選任しております。さらに、一般株主と利益相反が生じる恐れがないこと等に鑑み、独立役員としての届出を行っております。
当行の社外監査役である小野邦夫氏は、地域企業の育成に携わった経験に基づく高い見識により、経営全般に対する的確な助言やチェック機能、また当行の経営を監督するうえでの独立性を確保していること等から監査役に選任しております。さらに、一般株主と利益相反が生じる恐れがないこと等に鑑み、独立役員としての届出を行っております。
なお、経営陣から独立し、一般株主保護の視点から期待される役割が果たされるものであり、独立役員として適任であると取締役会において選任し、当人の同意を得て独立役員として指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない

該当項目に関する補足説明

現時点では必要性がないため実施しておりません。

ストックオプションの付与対象者	

該当項目に関する補足説明

―――

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 更新

1. 取締役及び監査役に対する役員報酬は以下のとおりです。
取締役に対する報酬　177百万円
監査役に対する報酬　　36百万円
社外役員に対する報酬　19百万円
(注)重要な使用人兼務役員の使用人給与額は該当ありません。取締役及び社外役員の員数及び報酬等の総額には、第90期定時株主総会で退任した社外役員1名を含んでおります。
なお、連結報酬等の総額が1億円以上である者は存在いたしません。

2. 監査報酬の内容
監査法人に対する監査報酬は以下のとおりです。
監査証明業務に基づく報酬　68百万円
非監査業務に基づく報酬　　7百万円

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 更新	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当行の役員報酬は、株主総会で定められた報酬月額限度内の範囲内で、取締役については取締役会の決議により、監査役については監査役の協議により決定しております。また、役員賞与については、業績に連動した報酬としての性格を明確にするため、上記の報酬とは別に年間限度額を定めております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】 更新

社外取締役(社外監査役)を専属にサポートするスタッフは配置しておりませんが、監査役全員を補助すべき使用人として、補助使用人1名以上を配置することとし、監査役による補助使用人に対する指揮命令権を明確化しております。また、補助使用人の権限を明確化し、補助使用人に任

命、異動等については、監査役の意見を尊重するなど、補助使用人の取締役からの独立性を確保しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）更新

1. 企業統治の体制の概要等
当行の取締役会は、社内取締役8名および社外取締役1名により構成され、重要な経営上の意思決定を行っております。また、経営の意思決定の迅速化と施策の適正な執行を促進するために、執行役員制度を導入しております。
また、当行は、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）及び監査役が期待される役割を十分に発揮できるようにするとともに、適切な人材を招聘できるようにするため、会社法第427条第1項の規定に基づき、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）及び監査役との間に同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。また、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が定める額としております。
なお、経営責任をより明確にする観点から取締役の任期を1年としております。常務取締役以上の役付役員によって構成される常務会を設置しており、取締役会に付議すべき事項の審議や常務会に委任された事項について決定を行っております。
当行は監査役会制度を採用しており、監査役5名のうち3名は社外監査役であります。取締役の職務執行を適正に監査し、経営に対するチェック機能を充実させるために監査役会を設置し、監査役機能を強化しております。これらの体制により、経営監視機能の客観性および中立性は十分に確保できているものと考えております。
2. 内部監査及び監査役監査の状況
（1）内部監査
当行では、内部監査として監査部（事業年度末現在26人）が営業店及び本部、当社グループ会社の業務監査を実施しており、監査部長は、毎年度監査の基本方針を立案し、取締役会の承認を得ております。監査部は、その業務遂行に関して、被監査部署から独立し、いかなる影響、干渉も受けておりません。監査の結果については、被監査部署の部店長及び役付者に講評するほか、速やかに取締役会に報告しております。
さらに、監査部では貸出金等の自己査定結果と償却・引当の監査及び開示債権についての監査を実施し、監査結果を取締役会に報告しております。
（2）監査役監査
当行は、監査役会制度を採用しており、監査役全員をもって監査役会を構成しております。監査役5名のうち、2名は常勤監査役であり、3名は非常勤の社外監査役であります。
当行の監査体制は、内部監査及び監査役監査ならびに会計監査人等の外部監査から成り、相互に連絡を密にし、お互い補完することにより健全な業務運営の確保を目的として行っております。
また、監査役は本部及び営業店を往査し業務執行状況を監査しております。会計監査人による本部内監査実施時には随時問題点、課題等について意見交換を行い、子会社及び営業店監査実施時には常勤監査役が必要に応じて立会い監査終了後に意見交換を行うなど連携を強化しております。
（3）会計監査の状況
当行は、会計監査人として有限責任 あずさ監査法人を選任しており、当期において当行の会計監査業務を執行した公認会計士は、業務執行社員の小澤 陽一氏及び森本 洋平氏であります。また、会計監査業務に係る補助者の構成は、公認会計士4名、その他11名で構成されておりました。
会計監査人等の外部監査の結果等については、担当部が必要に応じて、リスク管理委員会、取締役会等に報告するものとしております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由更新

当行は監査役制度を採用し、監査役会は監査役5名（うち社外監査役3名）で構成されております。また、取締役会は社外取締役1名を含む取締役9名で構成されております。
当行の社外取締役は、取締役会等の重要な会議に出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行うなど外部的な視点からの取締役の業務執行に対するアドバイスを行っております。
社外監査役は、監査役会で定めた監査計画等に従い、取締役会等の重要な会議への出席や、業務及び財産の状況調査を通して、取締役の職務執行を監査しております。また、会計監査人と定期的な会合を持ち、意見交換を行うことで十分な連携を保っているほか、内部監査部門や内部統制部門からの報告、及び常勤監査役から監査役監査の報告を受け、適切な提言・助言を行うとともに、監査機能の有効性、効率性を高めるため、常勤監査役との連携強化に努めております。
以上により、相互に牽制する体制が取られており、監査・監督機能も十分発揮されていることから、当行の体制は適正なコーポレート・ガバナンスを確保していると判断し、現状の体制を採用しております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	集中日開催とならないよう努力しております。
その他	当行ホームページに招集通知を掲載しております。 また、株主総会運営においては、映像による事業概要の説明を行う等、株主の皆さまにわかりやすい株主総会に努めております。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
個人投資家向けに定期的説明会を開催	毎年、茨城県内で地元向けIRを開催し、代表取締役が業績や経営戦略等について説明しております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	中間期および年度の決算発表後、東京にてアナリスト・機関投資家向けIRを開催しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	半年毎のIR資料を当行ホームページに掲載しております。	
IRに関する部署（担当者）の設置	IR担当部署は、総合企画部広報室にて対応しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	コンプライアンス委員会規程、リーガルチェック規程、コンプライアンスマニュアル、個人情報管理規程、CSR経営方針、環境方針（環境理念、行動指針）、地域社会貢献者表彰制度、地域貢献活動奨励特別休暇制度
環境保全活動、CSR活動等の実施	＜CSR経営方針＞ 当行は、CSR（企業の社会的責任）を経営の最重要課題の一つとして位置づけ、公共的使命等を柱とした企業倫理と法令遵守を背景に、銀行の本業を通じた地域貢献を主軸とした上で、環境の保全や社会貢献といったCSRへの積極的な取組みを推進し、地域社会からの評価とゆるぎない信頼の確立を目指しております。 ＜環境方針＞ 1. 環境理念 当行は、「地域の皆さまの信頼をもとに、存在感のある銀行を目指し、豊かな社会づくりに貢献します」という基本方針の下、豊かな自然に恵まれた茨城県を主要基盤とする地方銀行として、環境保全活動をCSR（企業の社会的責任）の根幹として位置づけ、企業が環境に与える影響を認識し、かけがえのない環境を未来に引き継ぐために積極的かつ継続的に取組みます。 2. 行動指針 （1）環境保全活動の継続と向上 企業活動が環境に与える影響を的確に把握し、目的・目標を定めて取組むとともに、定期的に見直しをすることで、環境保全活動の継続的な改善に努めます。 （2）環境関連法規制の遵守 環境関連の法律、規則、協定などを遵守します。 （3）環境負荷の軽減と環境汚染の予防 省エネルギー、省資源、リサイクル活動を推進し、環境への負荷の軽減および環境汚染の予防に努めます。 （4）地域社会への貢献 金融商品、サービス、情報の提供など本来業務を通じて、環境保全に取り組むお客さまを支援し、地域社会の環境改善に資することを目指します。 （5）周知徹底 役職員一人ひとりが環境問題に関する認識を深め、具体的な活動に取組むための啓蒙活動を推進します。 （6）環境方針の公開 この環境方針は内外に公表するとともに、要請に応じ一般に配布します。 ＜具体的な取組み内容＞ 1. 環境負荷の軽減

	（1）霞ヶ浦環境科学センターとの連携活動 （2）エコドライブの実践 （3）環境への負荷の少ない低公害車の導入 2. 地域への貢献 （1）事業者向けECOローン、個人向けエコリビングローンの取扱い （2）エコファーマー認証者へのローン金利割引適用 （3）エコカー新車購入資金に対するローン金利割引適用 3. オフィス環境による負荷軽減 （1）ISO14001の認証継続維持（つくば本部、つくば営業部、本店営業部） （2）冷暖房の温度調節（冷房28℃程度、暖房20℃程度）の実施 （3）夏季クールビズ、冬季ウォームビズの実施 4. 全従業員が環境保全に配慮した行動への取組み （1）霞ヶ浦自然再生協議会への参加 （2）茨城エコ事業所登録制度登録への取組み （3）日本の森を守る地方銀行有志の会での、森づくり活動のさらなる活性化への取組み 5. 社会貢献活動への取り組み （1）筑波愛の社会福祉基金（公益信託）の運用、助成金の提供 （2）定期的な献血活動の実施 （3）かすみがうらマラソン兼国際盲人霞ヶ浦大会への協賛 （4）筑波銀行記念奨学基金の運営、奨学金支給の実施 （5）日本列島クリーン大作戦への参加 （6）一支店一貢献運動の実施
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	ステークホルダーに対し、ディスクロージャー誌の作成、ホームページの拡充等、効果的に活用しながら情報発信に努めるとともに、「適時開示規程」に基づく適切な情報開示に積極的に努めております。
その他	＜女性の活躍推進に向けた取組みについて＞ 当行では第2次中期経営計画において「女性の活躍機会の拡大」を重要施策として掲げ、女性行員がより多くの分野で活躍できるように人材の育成および配置に取組むとともに、女性行員が仕事と家庭を両立させ、能力を最大限に発揮できるような環境整備にも取組んでおります。平成26年11月には、女性の活躍推進に向けた自主目標として、「2019年3月末までに、女性役席者数（指導的役職にある女性行員数）を2014年3月末対比で30%増加させる」ことを目標として掲げ、女性管理職の育成についてもこれまで以上に積極的に取組んでおります。 ※平成27年3月31日現在の女性役席者数　83名　（女性比率12.3%） ＜具体的な取組み内容＞ 1. 女性の活躍推進プロジェクトチームの活動 2. 女性行員を対象とした各種業務研修 3. 女性職員を対象としたセミナーの開催 4. 女性行員の外部研修への積極的な派遣 5. 女性の活躍推進に関する男性管理職向けセミナーの開催 6. ローンセンターや本部各部への積極的な配置

Ⅳ 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

＜内部統制システム構築の基本方針＞
当行は、会社法および会社法施行規則に基づき、取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他当行の業務ならびに当行および子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するための体制の整備に関する基本方針を以下の通り定めております。
1. 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
（1） 当行は、企業倫理の確立と、法令遵守を経営の最重要課題のひとつとして位置づけ、その実現のためコンプライアンス基本方針および具体的な手引書であるコンプライアンス・マニュアルを制定し、コンプライアンス重視の組織風土の醸成に取組む。
（2） 頭取を委員長とするコンプライアンス委員会において、法令等遵守に関する重要事項の審議を行う。
（3）取締役会は、コンプライアンスの実践計画であるコンプライアンス・プログラムを決定し、コンプライアンスの徹底を図る。
（4）当行および当行グループ会社の役職員が、法令違反のおそれのある行為等を発見した場合に通報・相談出来るよう、外部の弁護士と行内のコンプライアンス統括部署を通報・相談窓口とするコンプライアンスホットライン（内部通報制度）を設け、違反行為の未然防止等を図る。
（5）取締役会は、顧客の保護と利便の向上を図るため、顧客保護等管理方針および顧客保護等管理規程等を定め、適切かつ十分な顧客への説明、顧客の相談・苦情等への対処、顧客情報管理、外部委託管理、ならびに利益相反管理を行うための態勢を整備する。
（6）当行は、会計基準その他財務報告に関連する諸法令を遵守し、財務報告に係る内部統制の整備および運用のための方針・規程を定め、その適切性を確保する。
また、財務報告に係る内部統制の整備・運用状況の有効性を継続的に評価し、必要な改善を行う。
（7）当行は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対して毅然とした態度で臨み、同勢力からの不当要求には断固として拒絶し、利益を供与しない。
（8）当行は、適切かつ十分な金融仲介機能を発揮するため、金融円滑化に関する方針・規程を定め、その取組みを通じて地域社会・経済の発展に貢献する。
2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
（1）取締役の職務の執行に係る情報は、法令および行内規程に基づき保存、管理する。
（2）当行は、開示すべき情報を迅速かつ網羅的に収集し、法令等に従い適時適切に開示する。
3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
（1）リスク管理を適切に行うため、統合的リスク管理方針および統合的リスク管理規程に基づき、リスク種類毎に所管部を定めて、リスクの特性等に応じた管理・運営に努める。
（2）リスク管理委員会において、リスク管理の充実・強化および高度化のためのリスク管理態勢に関する事項について審議を行い、リスクの把握と的確な判断に資するため、取締役会等に対する報告を行う。
（3）各種リスクの顕在化や不測の事態が発生した場合に適切な対応を行うための方針・規程等を定め、損害・損失の発生等を抑制する体制を構築する。
（4）監査部署は、本部、営業店および当社グループ会社の業務を監査し、その結果法令等違反、損失の危険のある業務執行行為が発見された場合は直ちに取締役会等に報告する体制を構築する。
4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
（1）協議・決定の効率化を図るために役付取締役により構成される常務会において、決定を委任された事項についての決議を行う。
（2）取締役会および常務会の決議に基づく業務執行は、取締役会が選任した執行役員および各部門の責任者が職務権限等に基づきこれを行う。取締役会および各取締役はこれらを監督する権限を有し、その責任を負うものとする。
5. 次に掲げる体制その他の当行および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
（1）子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当行への報告に関する体制
（2）子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
（3）子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
（4）子会社の取締役等および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
ア. 当行グループ会社における業務執行については、関連会社管理基準に基づき運営、管理する統括部署を置き、適切な管理・指導を行い、業務の状況について適時報告を受ける。
イ. 当行の監査部署は、必要に応じて当行グループ会社へ立ち入り、監査を行う。
6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項ならびにその使用人の取締役からの独立および使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
監査役を補助すべき使用人として、監査役補助者1名以上を配置することとし、監査役による補助使用人に対する指揮命令権を明確化する。また、補助使用人の権限を明確化し、補助使用人の任命、異動等については、監査役の意見を尊重するなど、補助使用人の取締役からの独立性を確保する。
7. 次に掲げる体制その他の監査役への報告に関する体制
（1）取締役および使用人が監査役に報告するための体制
（2）子会社の取締役等またはこれらの者から報告を受けた者が当行の監査役に報告するための体制
（3）上記の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
ア. 取締役および使用人ならびに子会社の取締役等および使用人またはこれらの者から報告を受けた者は、当行グループ会社の業務または業績に影響を与える重要な事項について、監査役（会）に遅滞なく報告するものとする。
また、監査役は必要に応じて、取締役および使用人ならびに子会社の取締役等および使用人またはこれらの者から報告を受けた者、会計監査人等に対して報告を求めることができるものとする。
イ. 前号の報告をした者に対し、不利な取扱いを行わないことを確保する。
8. 監査役の職務の執行について生じる費用の前払または償還の手続その他の当該業務の執行について生じる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
監査役会は、職務の執行上必要と認める費用について、あらかじめ予算を計上しておくこととする。ただし、緊急または臨時の支出した費用については、事後、償還を請求することができる。
9. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
監査役は、代表取締役と定期的に会合を持ち、経営方針の確認、経営課題等のほか監査について意見交換を行う。
また、監査役は取締役会、常務会、その他重要な会議に出席し、必要に応じ意見を述べるほか、内部監査部署、コンプライアンス・リスク統括部署等との情報交換を行う体制を確保し、監査の実効性を高める。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況 更新

当行は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に断固たる態度で対応し、関係を遮断するため、以下のとおり「反社会的勢力への対応方針」を定め、これを遵守しております。
＜反社会的勢力への対応方針＞
1. 組織としての対応

業務の適切性および健全性を確保するため、反社会的勢力との関係遮断を「内部統制システム構築の基本方針」に明確に位置づけるとともに、「反社会的勢力対応規程」等に基づき、反社会的勢力による不当要求に対して組織全体で対応します。
また、反社会勢力による不当要求に対応する行員の安全を確保します。
2. 外部専門機関との連携
反社会的勢力による不当要求に備えて、平素から、警察・暴力追放運用推進センター・弁護士等の外部専門機関と緊密に連携します。
3. 取引を含めた一切の関係遮断
反社会的勢力とは、取引関係を含めて一切の関係をもちません。
また、反社会的勢力による不当要求は拒絶します。
4. 有事における民事と刑事の法的対応
反社会的勢力による不当要求に対しては、民事と刑事の両面から法的対応を行います。
5. 裏取引や資金提供の禁止
反社会的勢力による不当要求が、事業活動上の不祥事や行員の不祥事を理由とする場合であっても、事案を隠ぺいするための裏取引は絶対に行いません。
また、反社会的勢力への資金提供は、絶対に行いません。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

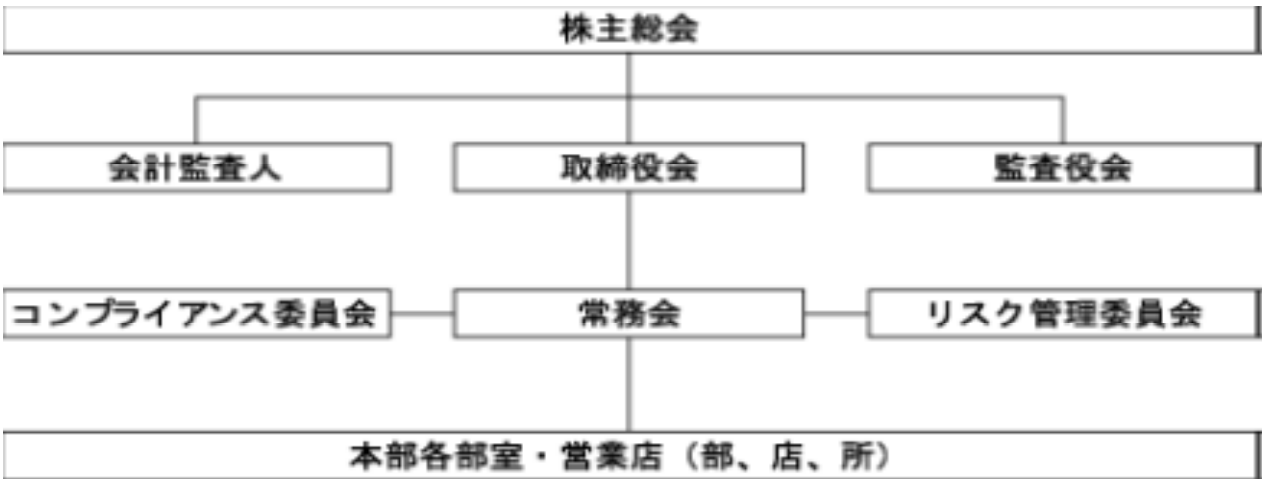
該当項目に関する補足説明

―――

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

―――

（コーポレート・ガバナンス体制の概要）



（リスク管理体制の概要）

